

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成17年6月17日(金) 第1651号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次
---	---

		規	則		
山形県立救護施設	段管理規則の一部を改正す	- る規則	する規則	(	福祉課)658 同 )659 納 局)660
		告	示		
道路の区域の変更 都市公園の区域の	ē )变更		(庄内総合	支庁建設 (都市	総務課)同
	ì	選挙管理委員会	会関係		
		告 示			
直接請求に必要な	は有権者の数				同
		公	告		
指定管理者の募集				-	-
同				( 障害	福祉課)同
同				`	同 )665
同				(	同 )…666
同					同 )668
同					同 )…同
同				•	同 )670
同				•	同 )671
同					同 )672
同					同 )673
同					同 )674
同				•	同 )675
同				•	同 )676
大規模小売店舗の			( j		
				-	
同				•	同 )678
同				-	林 課)679
同				-	同 )…同
同				•	同 )680
同				(	同 )681

正 誤

657

規則

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤

弘

#### 山形県規則第45号

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則(昭和53年5月県規則第30号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「第7条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条第2項中「次に掲げる」を「知事が必要と認める」に改め、同項各号を削り、同条を第5条の2とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用料の決定)

- 第5条 条例第10条第2項の規定による使用料の額の決定を受けるため、ふれあいの家の使用者は、別記様式第2 号の2による報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている場合には、その事実を証する書類 (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、使用料の額を決定したときは、別記様式第2号の3による通知書を、当該使用者に交付するものとする。

第6条中「第7条第2項」を「第10条第2項」に、「同条第1項の」を「同項各号に規定する」に改める。 第9条第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第11条中「図書館の管理」を「身体障害者更生援護施設の管理運営」に改める。

別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第2号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 氏 名

EП

山形県立ふれあいの家使用料に係る収入状況報告書

山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則第5条の規定により、使用料の額の決定を受けるため、下記のとおり収入状況を報告します。

記

収入状況調書 (年分)

	種	類	金	額(年額)	備	考
ПД	給与等収入			円		
収	恩給・年金収入			円		
	授産工賃収入			円		
\ \ \				円		
	計	(A)		円		
必	所得税等の租税			円		
	社会保険料等			円		
要	日用品費			円		
経	医療費			円		
				円		
費	計	(B)		円		
	差引額	(A) - (B)		円		

(注)収入額及び必要経費の額を確認できる書類を添付すること。

様式第2号の3

樣

山形県知事 氏

名 印

年 月

日

山形県立ふれあいの家使用料決定通知書

山形県身体障害者更生援護施設条例第10条第2項の規定により、身体障害者福祉ホーム山形県立ふれあいの家の使用料を下記のとおり決定したので通知します。

記

使	用	料(月	額)					円
適	用	期	間	年	月分から	年	月分まで	

別記様式第3号中「第7条第3項」を「第10条第3項」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号 削除

別記様式第5号中「第7条第3項」を「第10条第3項」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

\_\_\_\_\_

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第46号

山形県立救護施設管理規則の一部を改正する規則

山形県立救護施設管理規則(昭和45年5月県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(事業の目的)

第2条 救護施設は、精神上著しい疾患があるため独立して日常生活の用を弁ずることのできない者を入所させて 生活扶助を行うことを目的とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(事業の方針)

- 第2条の2 救護施設に入所できる者は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 国若しくは都道府県が設置する精神病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第19条の8に規定する指定病院に入院している者のうち、病状が固定化しており、入院による医療の継続を必要としないもので居宅において法による保護を行うことができないか、又は保護の目的を達し難いもの
  - (2) 居宅にある者で前号と同様の状態にあるもの
  - (3) 精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者で、知事又は山形県立保護施設条例(昭和36年3月県条例第7号)第5条の規定により救護施設の管理を行う指定管理者(以下「知事等」という。)が特に入所を必要と認めたもの
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる者の入所は、法第19条に規定する保護の実施機関(以下「保護の実施機関」という。)の委託により行うものとする。

第3条の見出しを「(入所定員)」に改める。

第4条中「山形県立保護施設設置条例(昭和36年3月県条例第7号)第3条の規定により、救護施設の管理を委託された社会福祉法人山形県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)」を「知事等」に改める。

第5条中「事業団」を「知事等」に、「被収容者」を「救護施設に入所している者(以下「入所者」という。)」 に改める。

「第2章 収容」を「第2章 入所」に改める。

第6条の見出しを「(入所の決定)」に改め、同条中「事業団」を「知事等」に、「収容委託書」を「入所委託書」に、「1に」を「いずれかに」に、「収容を決定し」を「入所を決定し」に、「収容を委託した」を「入所を委託した」に、「収容委託機関」を「入所委託機関」に改め、同条第1号中「収容定員」を「入所定員」に改め、同条第2号中「収容を受け」を「入所し」に、「伝染性の病気」を「感染症」に改め、同条第3号中「収容」を「入所」に改める。

第7条の見出しを「(退所)」に改め、同条第1項中「事業団は、被収容者」を「知事等は、入所者」に、「1に」を「いずれかに」に、「退荘させる」を「退所させる」に、「退荘を」を「退所を」に、「収容委託機関、扶養義務者」を「入所委託機関」に、「当該身元引受人」を「当該入所委託機関及び身元引受人」に改め、同項第1号中「入荘し」を「入所し」に、同項第4号中「被収容者」を「入所者」に改め、同条第2項中「事業団」を「知事等」に、「被収容者を退荘させ」を「入所者を退所させ」に、「当該被収容者の収容委託機関」を「当該入所者の入所委託機関がある場合は当該入所委託機関」に改める。

第8条第1項中「事業団は、被収容者」を「知事等は、入所者」に改め、同条第2項中「事業団」を「知事等」に、「被収容者に」を「入所者の希望及び能力に応じて、」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の作業は、入所者の心身の状況に応じて適当な時間を定めて行わせるものとする。
- 4 第二項の作業により収益があつた場合は、純利益の全額を作業実績等に応じて当該入所者に分配するものとする。

第9条中「事業団」を「知事等」に、「収容時及び収容後」を「入所時及び入所後」に、「被収容者」を「入所者」 に改める。

第10条中「事業団」を「知事等」に、「被収容者」を「入所者」に改める。

第11条中「事業団は、被収容者」を「知事等は、入所者」に、「収容期間中」を「入所期間中」に改める。

第12条中「事業団」を「知事等」に、「被収容者」を「入所者」に改める。

第13条中「事業団」を「知事等」に、「被収容者」を「入所者」に、「伝染性の病気又は他人に著しいけんお感を与える病気」を「感染症」に改める。

第14条中「事業団」を「知事等」に、「被収容者」を「入所者」に改める。

第15条中「事業団は、被収容者」を「知事等は、入所者」に改める。

第16条中「被収容者」を「入所者」に、「事業団」を「当該救護施設」に改める。

第17条中「事業団」を「知事」に改め、「知事の承認を得て」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者が救護施設の管理を行う場合にあつては、前項の事項は、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第47号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第127条の2第2項中「第167条の2第1項第3号」を「第167条の2第1項第3号及び第4号」に改め、同項第2号中「選定基準等」を「選定基準」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

示

#### 山形県告示第539号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成17年6月17日

> 山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良事業を行う者の名称

今野川土地改良区

2 認可年月日

平成17年6月6日

# 山形県告示第540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。 平成17年6月17日

> 弘 山形県知事 齋 藤

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字高擶字立谷川原北3350番 1 から 同 大字清池字高清水462番 4 まで		IΒ	177.0メートル ・ 33.0	メートル 71
同	上	新	67.0メートル ? 33.0	同上

## 山形県告示第541号

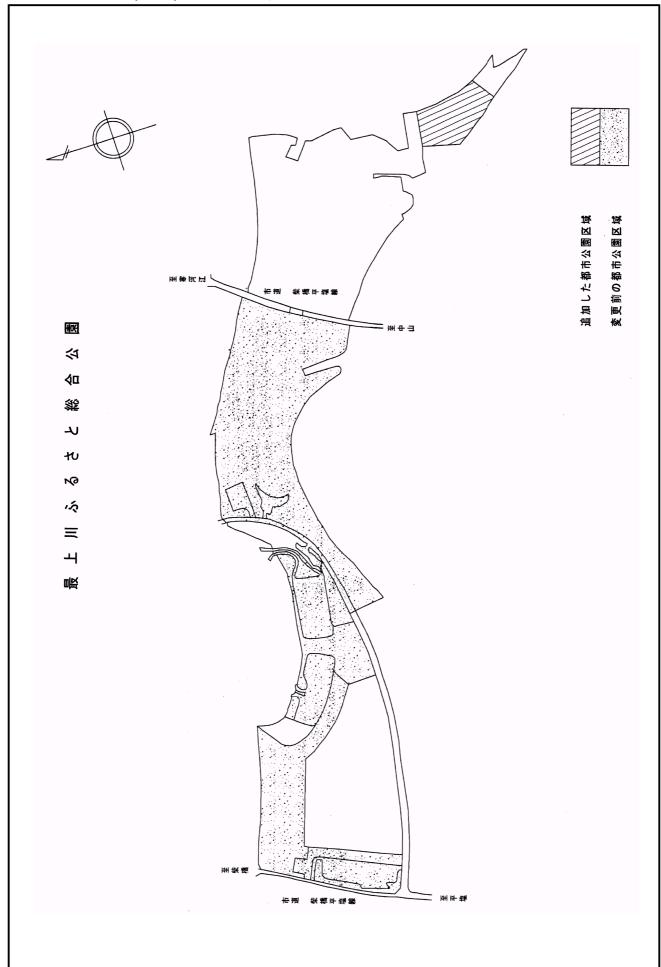
山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の 区域を次のように変更し、平成17年6月17日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。 平成17年6月17日

> 山形県知事 齋 藤 弘

最上川ふるさと総合公園の区域 次の図のとおり

661



#### 山形県告示第542号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画及び大石田都市計画下水道事業
  - (2) 名称 最上川流域下水道(村山処理区)
- 2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
  - (1) 収容の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号

平成17年6月10日 東北地方整備局告示第93号

# 選挙管理委員会関係

告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第104号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成17年6月17日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,752人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 231,260人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選	学区 名	名	3分の1の数	i	選挙区名	3	3分の1の数	逞	星学 [2	〖名		3 分の 1 の数
Щ	形	市	67,576人	村	Щ	市	7,859人	西	村(	山 君	祁	12,939人
*	沢	市	24,517人	長	井	市	8,408人	最	上	₹	邶	13,883人
鶴	岡市田川	· 郡	29,220人	天	童	市	16,883人	東	置	易	祁	12,374人
酒	田 田	市	26,830人	東	根	市	12,264人	西	置	易	邯	9,694人
新		市	•	尾北	花沢市	• <del>71</del> 17	8,347人	東	田	₹	邯	18,462人
	庄		10,907人	北	村山陽	郡市	0 524 1	飽	海	₹	邯	10,212人
寒	河江	市	11,646人	南	P芴	П	9,531人					
上	Щ	市	9,976人	東	村 山	郡	7,665人					

弘

# 公 告

山形県介護学習センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県介護学習センター
  - (2) 所在地 山形市小白川町二丁目 3番30号
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- (6) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年7月4日(月) 午後1時30分から午後3時30分
  - ロ 集合場所及び集合時間 山形県介護学習センター 2階 研修室 午後1時20分集合
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部長寿社会課高齢福祉係

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2756

5 募集要項等

付ける。

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県介護学習センター条例(平成12年10月県条例第70号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内長寿社会課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当係に行うこと。

山形県立泉荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立泉荘
  - (2) 所在地 長井市今泉1812番地
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすもので

#### あること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)を自ら設置し、又は県若しくは市町村の委託等を受けて運営していること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月28日(火) 午前10時から正午まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立泉荘玄関前 午前9時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県立保護施設設置条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第28号)による改正後の山形県立 保護施設条例(昭和36年3月県条例第7号)第6条に定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
  - 口 配置する直接処遇職員(生活指導員、介護職員、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上救護施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。)で換算した数が、イにより必要とされる直接処遇職員の数の2分の1以上であること。
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県立保護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)山形県立救護施設管理規則(昭和45年5月県規則第23号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立みやま荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立みやま荘
  - (2) 所在地 西村山郡河北町大字吉田字馬場11番地
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすもので

#### あること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)を自ら設置し、又は県若しくは市町村の委託等を受けて運営していること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月27日(月) 午後2時から午後4時まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立みやま荘玄関前 午後1時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県立保護施設設置条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第28号)による改正後の山形県立 保護施設条例(昭和36年3月県条例第7号)第6条に定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
  - 口 配置する直接処遇職員(生活指導員、介護職員、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上救護施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。)で換算した数が、イにより必要とされる直接処遇職員の数の2分の1以上であること。
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県立保護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号) 山形県立救護施設管理規則(昭和45年5月県規則第23号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立梓園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立梓園
  - (2) 所在地 米沢市大字三沢26100番地の14
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすもので

#### あること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設のうち、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号。以下「省令」という。)第2条第1項第1号イに規定する指定肢体不自由者更生施設(以下「指定肢体不自由者更生施設」という。)又は法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち、省令第2条第1項第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設(以下「指定特定身体障害者入所授産施設」という。)を自ら設置し、又は県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、当該施設において法第17条の10第1項に規定する指定施設支援を行っていること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月28日(火) 午後2時から午後4時まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立梓園玄関前 午後 1 時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第29号)による改正後の 山形県身体障害者更生援護施設条例(昭和48年3月県条例第16号)第12条第1項第5号に定める基準のうち 人員に関するものを満たしていること。
  - 口 「障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について」(平成15年5月1日厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)により定められた指針(ガイドライン)に基づき算定された配置数を満たし ていること。
  - 八 配置する直接処遇職員(看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ 指圧師、職業指導員及び生活支援員をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上指定肢体不 自由者更生施設、指定特定身体障害者入所授産施設又はこれらに相当する施設で直接処遇職員として勤務し た経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が 勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のこ とをいう。)で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数と、口により算定された障害 程度区分に応じて適切な対応を図るために必要な従業者の数との合計の2分の1以上であること。
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県身体障害者更生援護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
  - (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立ふれあいの家
  - (2) 所在地 山形市長町二丁目10番20号
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 県内において身体障害福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(入 所施設に限る。)を自ら設置し、又は県若しくは市町村の委託等を受けて運営していること。
- (3) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (4) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- (7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月27日(月) 午後2時から午後4時まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立ふれあいの家玄関前 午後1時50分
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け 付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課身体障害福祉担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2293

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県身体障害者更生援護施設条例(昭和48年県条例第16号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号) 山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則(昭和53年県規則第30号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
  - (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立鶴峰園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立鶴峰園
  - (2) 所在地 鶴岡市大字湯田川字中田35番地の1
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第31条に規定する身体障害者授産施設のうち、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)第2条第1項第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設(以下「指定特定身体障害者入所授産施設」という。)を自ら設置し、又は県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、当該施設において法第17条の10第1項に規定する指定施設支援を行っていること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年7月1日(金) 午前10時から正午まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立鶴峰園玄関前 午前9時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第29号)による改正後の 山形県身体障害者更生援護施設条例(昭和48年3月県条例第16号)第12条第1項第5号に定める基準のうち 人員に関するものを満たしていること。
  - 口 「障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について」(平成15年5月1日厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)により定められた指針(ガイドライン)に基づき算定された配置数を満たし ていること
  - 八 配置する直接処遇職員(看護師、職業指導員及び生活支援員をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上指定特定身体障害者入所授産施設又はこれに相当する施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。)で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数と、口により算定された障害程度区分に応じて適切な対応を図るために必要な従業者の数との合計の2分の1以上であること。
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。 山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県身体障害者更生援護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立ワークショップ明星園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立ワークショップ明星園
  - (2) 所在地 山形市長町728番地の2
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第31条に規定する身体障害者授産施設のうち、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号。以下「省令」という。)第2条第1項第3号口に規定する指定特定身体障害者通所授産施設(以下「指定特定身体障害者通所授産施設」という。)を自ら設置し、又は県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、当該施設において法第17条の10第1項に規定する指定施設支援を行っていること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月27日(月) 午前10時から正午まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立ワークショップ明星園玄関前 午前 9 時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第29号)による改正後の 山形県身体障害者更生援護施設条例(昭和48年3月県条例第16号)第12条第1項第5号に定める基準のうち 人員に関するものを満たしていること。
  - 口 「障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について」(平成15年5月1日厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知)により定められた指針(ガイドライン)に基づき算定された配置数を満たし ていること。
  - 八 配置する直接処遇職員(職業指導員及び生活支援員をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上指定特定身体障害者通所授産施設、法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち省令第2条第1項第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設又はこれらに相当する施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。)で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数と、口により算定された障害程度区分に応じて適切な対応を図るために必要な従業者の数との合計の2分の1以上であること。
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形

県身体障害者更生援護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立点字図書館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立点字図書館(以下「点字図書館」という。)
  - (2) 所在地 山形市十日町一丁目6番6号
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する公益法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 点字図書館の施設長となる者は、司書として3年以上勤務した者若しくは社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- (3) 施設長1人、貸出閲覧員1人以上、校正員1人以上、司書資格を有する司書1人以上、点字指導員1人以上を配置できること。
- (4) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (5) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- (8) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月27日(月) 午前10時から正午まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 点字図書館玄関前 午前9時50分
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課身体障害福祉担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2293

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県身体障害者更生援護施設条例(昭和48年県条例第16号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号) 山形県身体障害者更生援護施設条例施行規則(昭和53年県規則第30号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。

(3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立吹浦荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立吹浦荘
  - (2) 所在地 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野南山21番地の14
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する知的障害者更生施設のうち、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)第2条第1項第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設(以下「指定知的障害者入所更生施設」という。)を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、当該施設において法第15条の11第1項に規定する指定施設支援を行っていること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月30日(木) 午前10時から正午まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立吹浦荘玄関前 午前9時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第30号)による改正後の山形県知的障害者援護施設条例(昭和48年3月県条例第17号)第4条に定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
  - 口 「障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について」(平成15年5月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により定められた指針(ガイドライン)に基づき算定された配置数を満たしていること
  - 八 配置する直接処遇職員(保健師、看護師、生活支援員及び作業指導員をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上指定知的障害者入所更生施設又はこれに相当する施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。)で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数と、口により算定された障害程度区分に応じて適切な対応を図るために必要な従業者の数との合計の2分の1以上であること。
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け 付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県知的障害者援護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立慈丘園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立慈丘園
  - (2) 所在地 鶴岡市大字下川字窪畑183番地の甲
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する知的障害者更生施設のうち、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)第2条第1項第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設(以下「指定知的障害者入所更生施設」という。)を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、当該施設において法第15条の11第1項に規定する指定施設支援を行っていること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月30日(木) 午後2時から午後4時まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県立慈丘園玄関前 午後 1 時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第30号)による改正後の山形 県知的障害者援護施設条例(昭和48年3月県条例第17号)第4条に定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
  - 口 「障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について」(平成15年5月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により定められた指針(ガイドライン)に基づき算定された配置数を満たしていること。
  - 八 配置する直接処遇職員(保健師、看護師、生活支援員及び作業指導員をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上指定知的障害者入所更生施設又はこれに相当する施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。)で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数と、口により算定された障害程度区分に応じて適切な対応を図るために必要な従業者の数との合計の2分の1以上であること。
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令)昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県知的障害者援護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立総合コロニー希望が丘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立総合コロニー希望が丘(以下「希望が丘」という。)
- (2) 所在地 東置賜郡川西町大字下小松字下山2,045番地の20
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、県内で、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する知的障害者更生施設のうち、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)第2条第1項第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設(以下「指定知的障害者入所更生施設」という。)及び同条第1項第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設(以下「指定特定知的障害者入所授産施設」という。)を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、当該施設において法第15条の11第1項に規定する指定施設支援を行っていること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月29日(水) 午後2時から午後4時まで
  - 口 集合時間及び集合場所 希望が丘(総合管理棟)玄関前 午後1時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 希望が丘のしらさぎ寮、ひめゆり寮、まつのみ寮、あさひ寮及びこだま寮(以下「各寮」という。)のそれぞれ並びにデイサービスにおいて、山形県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例(平成17年3月県条例第30号)による改正後の山形県知的障害者援護施設条例(昭和48年3月県条例第17号)第4条に定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
  - ロ 希望が丘の各寮のそれぞれにおいて、「障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について」(平成15年5月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により定められた指針(ガイドライン)に基づき算定された配置数を満たしていること。
  - 八 希望が丘の各寮のそれぞれにおいて、配置する直接処遇職員(保健師、看護師、生活支援員及び作業指導員をいう。以下同じ。)のうち、申請時において通算5年以上、しらさぎ寮、ひめゆり寮及びまつのみ寮に配置する職員については指定知的障害者入所更生施設又はこれに相当する施設で、あさひ寮及びこだま寮に配置する職員については指定特定知的障害者入所授産施設又はこれに相当する施設で、直接処遇職員として

勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法(従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。)で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数と、口により算定された障害程度区分に応じて適切な対応を図るために必要な従業者の数との合計の2分の1以上であること。

- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2203

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県知的障害者援護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
  - (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県身体障害者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県身体障害者保養所東紅苑
  - (2) 所在地 東根市温泉町二丁目16番 1号
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項及び食品衛生法(昭和22年法律第233号) 第52条第1項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 申請時において、県内で、社会福祉法(昭和26年法律第45号)又は第2条第2項第4号に規定する第一種社会福祉事業又は同条第3項第5号に規定する第二種社会福祉事業を実施していること。
- (5) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月28日(火) 午前10時から正午まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県身体障害者保養所東紅苑玄関前 午前9時50分
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を

行っていないこと。

- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け 付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県健康福祉部障害福祉課身体障害福祉担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2293

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県身体障害者保養所条例(昭和52年県条例第43号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
  - (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県福祉休養ホーム寿海荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県福祉休養ホーム寿海荘
  - (2) 所在地 西田川郡温海町大字湯温海字湯之里88番地の1
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所があること。
- (2) 申請時において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項及び食品衛生法(昭和22年法律第233号) 第52条第1項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。
- (3) 平成17年4月1日において、(2)の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 申請時において、県内で、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第3号若しくは第4号に規定する第一種社会福祉事業又は同条第3項第3号、第4号若しくは第5号に規定する第二種社会福祉事業を実施していること。
- (5) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年7月1日(金) 午後2時から午後4時まで
  - ロ 集合時間及び集合場所 山形県福祉休養ホーム寿海荘玄関前 午後 1 時50分
- (6) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年7月20日(水)から同月22日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。 なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け 付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。 山形県健康福祉部障害福祉課指導担当

郵便番号990 - 8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023 - 630 - 2203

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県福祉休養ホーム条例(昭和54年3月県条例第14号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部内障害福祉課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年10月17日まで縦覧に供する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ松見町店

山形市松見町21番10号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

3 変更した事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)8か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後)9か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

4 変更年月日

平成17年6月8日

5 届出年月日

平成17年6月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年10月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

由良漁港白山島及び堅苔沢漁港プレジャーボート保管施設の指定管理者を次のとおり募集する。 平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 由良漁港白山島及び堅苔沢漁港プレジャーボート保管施設
  - (2) 所在地 鶴岡市大字由良及び同市大字堅苔沢地内
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2 項)。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便により、7月19日(火)の午後5時までに4(2)に掲げる担当に到達すること。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部生産流通課水産振興担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話023 - 630 - 2478

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県漁港管理条例(昭和44年3月県条例第17号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内生産流通課のページからも入手することができる。
  - (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立蔵王西部牧場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立蔵王西部牧場
  - (2) 所在地 上山市小倉字大森山1964番地
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を 行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 配布場所 山形県農林水産部生産流通課畜産室自給飼料担当 電話023 630 2473 郵便番号990 8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時

から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、平成17年7月20日(水)午後5時必着とする。

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。

- 6 その他
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県牧野条例(昭和50年3月県条例第20号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県県民の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県県民の森
  - (2) 所在地 山形市大字門伝、同市大字村木沢、南陽市大字小滝、東村山郡山辺町大字畑谷、同町大字築沢及び 西置賜郡白鷹町大字萩野地内
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続を 行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。)でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 配付場所 山形県農林水産部森林課林政担当 電話023-630-2529 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、平成17年7月20日(水)午後5時必着とする。
  - (2) 受付方法 4(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。
- 6 その他
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県県民の森条例(昭和56年7月県条例第27号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県眺海の森
  - (2) 所在地 飽海郡松山町大字土渕、同町字外山越、同町大字山寺及び同郡平田町大字田沢地内
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続を 行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。)でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 配付場所 山形県農林水産部森林課林政担当 電話023-630-2529 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、平成17年7月20日(水)午後5時必着とする。
  - (2) 受付方法 4(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。
- 6 その他
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県眺海の森条例(昭和63年7月県条例第40号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県源流の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県源流の森
  - (2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字須郷、大字上原、大字数馬及び大字小坂地内
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続を 行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。)でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 配付場所 山形県農林水産部森林課林政担当 電話023-630-2529 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時

から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、平成17年7月20日(水)午後5時必着とする。

(2) 受付方法 4(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県源流の森条例(平成9年7月県条例第54号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月17日

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県遊学の森
  - (2) 所在地 最上郡金山町大字有屋地内
- 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。)でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 配付場所 山形県農林水産部森林課林政担当 電話023-630-2529 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成17年6月20日(月)から同年7月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、平成17年7月20日(水)午後5時必着とする。
  - (2) 受付方法 4(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。
- 6 その他
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形県遊学の森条例(平成15年3月県条例第24号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

県 公 報 ページ 行 発行年月日 誤 īF 番 号 平成17. 3.31 号外(14) 16 同様式に 同様式を同様式(表)とし、同様式に 10 同 同 同 31 同様式に 同様式を同様式(表)とし、同様式に

平成17年 6 月17	日(金曜日)	)	山	形	県	公	報	第1651号
同	同	32	下から13		第	12条		第12条第 1 項
同	同	同	同		Į.	整備		設備
同	同	同	下から12		第	12条		第12条第 1 項
同	同	同	同		Ē	整備		設備